

白岡市いじめ防止対策推進委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(組織)</p> <p>第4条 推進委員会は、委員<u>10</u>人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法務局関係者</u></p> | <p>(組織)</p> <p>第4条 推進委員会は、委員<u>8</u>人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |